

中小企業におけるメンタルヘルスサポートの実際

森近労働法務事務所
(株)職業性ストレスチェック実施センター
特定社会保険労務士 森近宗一郎

1. 当社の来歴・概要

(当社の来歴)

- 平成 17 年 社会保険労務士事務所(森近労働法務事務所)開業
- 平成 19 年 中小企業の過重労働による紛争解決にかかわる
- 平成 21 年 長時間労働者の過重労働対策サポート業務開始(上場企業他)
- 平成 22 年 健康診断後の事後措置サポート業務開始(上場企業他)
- 平成 28 年 ストレスチェック業務委託会社(職業性ストレスチェック実施センター)設立

社会保険労務士開業当初は企業に対する通常の労務顧問がメインであったが、労務顧問をする中で過重労働による健康障害の紛争解決に携わり、そこで企業側も労働者側も大変な痛手を被ることを目の当たりにした。

従業員の健康管理・予防措置の重要性を痛感し、企業に対し健康障害を事前に防止する仕組みをアドバイスするなどの業務を行っている。

具体的には次のような業務を行っている。

(当社の行う企業への健康支援業務)

- 1) 長時間労働者の過重労働対策(脳・心臓疾患・精神疾患等)
- 2) 健康診断後の事後措置
- 3) ストレスチェックの実施

会社の健康管理に対する取り組みは都市部や大企業が先行しており、中手企業は対応が後手になりトラブルが発生しやすい面がある。今回は地方の中小企業の例を紹介していきたい。

2. 具体事例紹介

(事例)

業種:食品小売業 従業員数:220名 店舗数:18店舗

産業医:嘱託産業医1名

(背景)

東北地方中心に百貨店や駅ビルなどを中心に食品小売業を展開している会社。

慢性的な人材不足から長時間労働が常態化している。労働基準監督署への申告などの労務トラブルも頻発しており定着率も低かった。産業保健担当者はなく、定期健康診断もきちんと行われていないなど、健康管理に対する会社の意識はほとんどない状態であった。

そんな中、長時間労働が原因で同時期に心臓疾患(急性大動脈解離)と精神疾患(うつ病)による2件の労災事故が発生してしまった。

このことがきっかけとなり、社内体制を見直すこととなり当社が関与することとなった。

事故の原因となった過重労働対策と健康診断後の事後措置体制の構築に産業医と取り組むことになった。

(具体的な対策の紹介)

- 1)長時間労働者の過重労働による健康障害防止対策
- 2)健康診断結果による対応
- 3)ストレスチェックの実施

(結果)

著しい長時間残業は全体としては解消されてきてはいるが、いまだに一部の店舗や店長などの役職者は過労死ラインを超えている者もいる。

しかし、確実に事後措置を継続していることにより、脳心臓疾患や精神疾患の休職者は、ここ3年間で一人も出でない。

何よりも健康管理を通して会社と従業員との関係が良好になった結果、これまで頻発していた長時間労働に関係する労務トラブルも発生してない。

そして、昨年度からはストレスチェックを開始し職場改善の取組もスタートした。

これからは安全配慮義務の履行という後向きな対応から、健康経営企業として社員の働き甲斐と生産性の向上を目指していく。

2. 最後に

このように中小企業は大企業よりも組織が小さい分小回りが利く。1人1人の社員に目が届きやすく、むしろ対策を実行しやすい環境にある。また現場との距離が近い分効果も実感できる。資金や知恵は国の支援策や外部の専門家を活用することによって補うことができる。

事故が起こってからではなく、予防措置に力を入れることが中小企業にとってもメリットがある。社員の健康は会社の活力となり、生産性の向上に直結する。このことを中小企業経営者の理解を促進する活動を進めていきたい。